



# 熊本県公報

号外第 4 5 号

平成 20 年 11 月 28 日(金)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

- 規 則
- 熊本県建築士法施行細則の一部を改正する規則…………… (建築課) 1
- 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則…………… (私学文書課) 2
- 告 示
- 建築士法第 1 5 条 1 号及び第 2 号と同等以上の知識及び技能を有する者を定める件…………… (建築課) 4
- 熊本県建築士名簿及び建築士事務所登録簿等閲覧規程の制定…………… ( " ) 7
- 訓 令
- 熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) 7

## 規 則

熊本県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 2 0 年 1 1 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県規則第 6 4 号

熊本県建築士法施行細則の一部を改正する規則  
熊本県建築士法施行細則(昭和 2 6 年熊本県規則第 2 7 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号中「本籍地の都道府県名(日本の国籍を有しない者にあつては、その者の有する国籍名)、」を削り、同条第 4 号中「又は業務停止」を「、業務停止又は免許の取消し」に改め、同条に次の 2 号を加える。

(5) 法第 2 2 条の 2 に定める講習を受けた年月日及び当該講習の修了証の番号

(6) 法第 2 4 条第 2 項に規定する講習の課程を修了した者にあつては、当該講習を修了した年月日及び当該講習の修了証の番号

第 1 0 条の 2 を削る。

第 1 2 条第 3 項中「第 1 5 条の 1 7 第 1 項」を「第 1 5 条の 6 第 1 項」に改める。

第 1 3 条の 2 第 1 項中「で、実務の経験を有することを必要としないもの」を削り、同項第 1 号ア中「書類」の次に「及び国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めたことを証する書類」を加え、同号イ中「知識」の次に「及び技能」を加え、「認定するに必要な資料となるべき」を「証する」に改め、同項第 2 号中「実務経歴書」を「建築実務経歴書」に改め、同項第 3 号中「5. 5 センチメートル」を「4. 5 センチメートル」に、「4 センチメートル」を「3. 5 センチメートル」に改める。

第 1 5 条を次のように改める。

(受験者の不正行為に対する措置)

第 1 5 条 指定試験機関は、法第 1 3 条の 2 第 2 項の規定により同条第 1 項に規定する知事の職権を行ったときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

(1) 不正行為を行った者の受験番号、氏名、住所及び生年月日

(2) 不正行為に係る試験の年月日及び試験地

(3) 不正行為の事実

(4) 処分内容及び年月日

(5) その他参考事項

第 1 6 条第 1 項中「第 1 5 条の 1 7 第 2 項に規定する」を「第 1 5 条の 6 第 2 項の規定による」に、「受けようとする者」の次に「(次項第 1 1 号において「指定申請者」という。)」を加え、同条第 2 項第 1 号中「又は寄附行為」を削り、同項第 1 0 号中「第 1 5 条の 1 7 第 5 項」を「第 1 5 条の 6 第 3 項」に、「第 1 5 条の 6 第 1 項」を「第 1 5 条の 3 第 1 項」に改め、同項第 1 1 号を同項第 1 2 号とし、同項第 1 0 号の次に次の 1 号を加える。

(11) 指定申請者が法第 1 5 条の 6 第 3 項において準用する法第 1 0 条の 5 第 2 項各号に該当しない旨を誓約する書面

第 1 7 条中「第 1 5 条の 1 7 第 5 項」を「第 1 5 条の 6 第 3 項」に、「第 1 5 条の 4 第 2 項に規定する」を「第 1 0 条の 6 第 2 項の規定による」に改める。

第18条第1項中「第15条の17第5項」を「第15条の6第3項」に、「第15条の13第1項」を「第10条の15第1項」に改め、同条第2項第3号中「第15条の3第2項」を「第10条の9第1項」に改め、同条第3項中「第19条第1項中「第15条の17第5項」を「第15条の6第3項」に、「第15条の6第3項」に規定する」を「第15条の3第3項」に改める。  
 第20条第1項中「第15条の17第5項」を「第15条の6第3項」に、「第15条の8第1項」に規定する」を「第10条の9第1項」に改め、同条第2項中「前項の場合において、変更に係る」を「指定試験機関は、法第15条の6第3項において準用する法第10条の9第1項後段の規定による」に改め、「同項の」を削る。  
 第21条第1項中「第15条の17第5項」を「第10条の10第1項」に改め、「第15条の9第1項」に規定する」を「第10条の10第1項」に改め、同条第2項を次のように改める。  
 2 指定試験機関は、法第15条の6第3項において準用する法第10条の10第1項後段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 変更しようとする事項
- (2) 変更しようとする年月日
- (3) 変更の理由

第22条に次の1項を加える。  
 3 報告書等（第1項の報告書及び前項の添付書類をいう。以下この項において同じ。）の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的な方法をもって行うことができる。  
 (1) 指定試験機関の使用に係る電子計算機と知事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を同じ情報で送られたファイルに当該情報が記録されるもの（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたシー・ディ・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調整するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法

第23条中「第15条の17第5項」を「第15条の6第3項」に、「第15条の13第1項」に規定する」を「第10条の15第1項」に改める。  
 「本籍地

別記第2号様式及び別記第2号の2様式中「氏名」を「氏名」に改める。

別記第4号様式中「実務経歴書」を「建築実務経歴書」に改め、同様式備考1、2及び3中「建築に関する実務」を「建築実務」に改める。

附 則  
 1 この規則中第16条第2項第1号の改正規定は平成20年12月1日から、その他の改正規定は公布の日から施行する。  
 2 建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号。以下「改正法」という。）附則第3条第2項若しくは第3項の規定により改正法附則第1条の規定による改正後の建築士法（以下「新建築士法」という。）第15条第2号に規定する科目を修めて卒業した者とみなされる者又は改正法附則第3条第6項の規定により新建築士法第15条第1号に規定する建築に関する科目を修めて卒業した者とみなされる者に対する第1改正後の第13条の2第1項第1号の規定の適用については、「当該各号に掲げる学校を卒業したことを証する書類及び国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めたことを証する書類」とあるのは「当該各号に掲げる学校を卒業したことを証する書類」とする。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成20年11月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

**熊本県規則第65号**

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

（熊本県農業倉庫業法施行細則の一部改正）  
 第1条 熊本県農業倉庫業法施行細則（昭和24年熊本県規則第91号）の一部を次のように改正する。

第6条中「規程は」を「規定は、」に改める。  
 記載例第1の12中「公益法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改め、「又は寄附行為」及び「（公益法人とは民法第34条により設立の許可を受けた法人をいう）」を削る。

（農業協同組合法施行細則の一部改正）  
 第2条 農業協同組合法施行細則（昭和31年熊本県規則第26号）の一部を次のように改正する。

第30条第1項中「第73条第4項において準用する民法第83条」を「第72条の18の10」に改める。  
 (熊本県有林立木等売払代金の延納に関する規則の一部改正)  
 第3条 熊本県有林立木等売払代金の延納に関する規則(昭和32年熊本県規則第51号)の一部を次のように改正する。  
 第4条第1項中「財団法人日本木材総合情報センター」の次に「(昭和49年10月1日に財団法人日本木材備蓄機構という名称で設立された法人をいう。)」を加える。  
 (熊本県森林整備資金貸付条例施行規則の一部改正)  
 第4条 熊本県森林整備資金貸付条例施行規則(昭和37年熊本県規則第23号)の一部を次のように改正する。  
 第2条中「社団法人熊本県林業公社」の次に「昭和36年1月23日に社団法人熊本県林業公社という名称で設立された法人をいう。」を加える。  
 別記第1号様式及び別記第2号様式中「社団法人熊本県林業公社」及び「理事長」を削る。  
 (熊本県衛生事務に関する委任規則の一部改正)  
 第5条 熊本県衛生事務に関する委任規則(平成3年熊本県規則第18号)の一部を次のように改正する。  
 第1条第1号中キを削り、カをクとし、オをキとし、エをカとし、同号ウの次に次のように加える。  
 エ 法第9条の3の規定による業務の開始の届出及び休止等の届出を受理すること。  
 オ 法第9条の4の規定による滞在して業務を行う場所等の届出を受理すること。  
 第1条第12号ウ中「の療養型病床群の設置若しくは病床数等の変更又は診療所若しくは助産所の病床数等の変更の許可をし、及び同条第3項の規定により診療所の療養型病床群の設置」を「、診療所又は助産所の病床数等の変更の許可をし、及び同条第3項の規定により診療所の病床の設置」に改め、同号中コを削り、カからケまでをキからコまでのように加える。  
 オ 法第8条の2第2項の規定による病院、診療所又は助産所の休止及び再開の届出を受理すること。  
 第1条第12号中ワ及びヲを削り、ロをンとし、レをヲとし、ルをレとし、同号レの次に次のように加える。  
 ロ 施行令第5条12の規定による登記事項及び登記の年月日の届出を受理すること。  
 ワ 施行令第5条の13の規定による役員変更の届出を受理すること。  
 第1条第12号ラを同号リとし、同号中「療養型病床群の開設許可事項」を「病床数等」に改め、同号ヲを同号リとし、同号中ヨを同号ミからユまでを削り、同号マ中「収益事業」を「収益業務」に改め、同号マを同号ヨとし、同号中ホをユとし、ヒからへまでをメからヤまでのハをマとし、同号マの次に次のように加える。  
 ミ 法第56条の6の規定による清算人の届出を受理すること。  
 ム 法第56条の11の規定による清算結了の届出を受理すること。  
 第1条第12号ノ中「第55条第5項」を「第55条第8項」に改め、同号ノを同号ホとし、同号ネ中「第55条第3項」を「第55条第6項」に改め、同号ネを同号へとし、同号ヌ中「第51条第1項」を「第52条第1号」に、「決算」を「書類」に改め、同号ヌを同号フとし、同号中ニをヒとし、ナをハとし、トをノとし、テをナとし、同号ナの次に次のように加える。  
 ニ 法第46条の4第5項の規定により仮理事を選任すること。  
 ヌ 法第46条の4第6項の規定により特別代理人を選任すること。  
 ネ 法第46条の4第7項第4号の規定による監事の報告を受理すること。  
 第1条第12号中ツをトとし、チをツとし、同号ツの次に次のように加える。  
 テ 法第44条第3項の規定により医療法人の名称、事務所又は理事任免の方法を定めること。  
 ト 法第46条第5項の規定により仮理事を選任すること。  
 ナ 法第46条第6項の規定により特別代理人を選任すること。  
 第1条第12号タ中「第29条第2項」を「第29条第3項」に改め、同号タを同号チとし、同号ソの次に次のように加える。  
 タ 法第29条第2項の規定により診療所及び助産所の変更等の許可を取り消すこと。  
 第1条第19号ア中「第7条第3項」を「第6条第3項」に改める。  
 (熊本県職員等退職手当支給条例施行規則の一部改正)  
 第6条 熊本県職員等退職手当支給条例施行規則(平成9年熊本県規則第54号)の一部を次のように改正する。  
 第3条第7号中「公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例」に改める。  
 (熊本県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部改正)  
 第7条 熊本県特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成10年熊本県規則第48号)の一部を次のように改正する。  
 第8条第2項の表1の項中「に係る」の次に「法」を加え、「において準用する民法(明治29年法律第89号)第51条第1項の設立の時」を削る。

第11条の見出し中「就職」を「就任」に、同条中「第40条において準用する民法第77条第2項」を「第31条の8」に、「清算人就職届出書」を「清算人就任届出書」に改める。

第13条中「第40条において準用する民法第83条」を「第32条の3」に改める。別記第8号様式中「清算人就職届出書」を「清算人就任届出書」に、「就職した」を「就任した」に、「第40条において準用する民法第77条第2項」を「第31条の8」に改める。

別記第10号様式中「第40条において準用する民法第83条」を「第32条の3」に改める。

(障害者自立支援法に基づく指定障害者福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部改正)

第8条 障害者自立支援法に基づく指定障害者福祉サービス事業者等の指定等に関する規則(平成18年熊本県規則第65号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式(備考)中「法人である場合その」を「法人の」に、「「社団法人」、「財団法人」」を、「「一般社団法人」、「一般財団法人」」に改める。

別記第3号様式中「申請者」を「事業者」に、「定款・寄附行為等及びその登記簿の謄本」を「事業者(設置者)の定款・寄附行為等及び登記事項証明書」に改める。(熊本県職員等職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部改正)

第9条 熊本県規則第6号の2の一部を次のように改正する。

第4条中「公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例」に、「公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する規則」を「公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する規則」に改める。

第8条中「公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

第9条第1号中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。(児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の指定等に関する規則の一部改正)

第10条 熊本県規則第15号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式(備考)2中「申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」、「医療法人」、「社団法人」、「財団法人」、「株式会社」等を「「国」、「市町村」又は「社会福祉法人」」に改め、同様式(備考)3中「認可法人である場合」を「「社会福祉法人」である場合」に改める。

住所 「事業者 住所」に、

別記第2号様式中 「申請者(所在地)」を「(設置者) (所在地)」に、「申請者(設置者)の名称」を「事業者(設置者)の名称」に、「設置者の定款、寄附行為等及びその」を「事業者(設置者)の定款及び」に改める。

別記第3号様式中「申請者」を「設置者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県特定非営利活動促進法施行条例施行規則、障害者自立支援法に基づく指定障害者福祉サービス事業者等の指定等に関する規則及び児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の指定等に関する規則(以下「施行規則等」という。)の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の施行規則等の相当規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

3 この規則の施行の際現に存する改正前の施行規則等の規定に基づく様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

告 示

**熊本県告示第1045号の2**

建築士法(昭和25年法律第202号)第15条第3号の規定により、同条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者を次のとおり定め、昭和48年熊本県告示第179号(建築士法第15条第3号に規定する二級建築士試験の受験資格)は、廃止する。

平成20年11月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 別表1(あ)欄に掲げる学校において、(い)欄に掲げる科目を修めて卒業した者であって、その卒業後(う)欄に掲げる年数以上の建築実務(建築士法第14条第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。)の経験を有する者
- 2 別表2(あ)欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が(い)欄に掲げる年数以上で、(う)欄に掲

- る科目を修めて卒業した者であって、その卒業後それぞれの区分に応じ、（え）欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者
- 3 別表 3（あ）欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が（い）欄に掲げる年数以上で、（う）欄に掲げる科目を修めて卒業した者であって、その卒業後それぞれの区分に応じ、（え）欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者
- 4 建築士法施行規則（昭和 25 年建設省令第 38 号）第 17 条の 18 に規定する建築設備士の資格を有する者
- 5 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前に昭和 48 年熊本県告示第 179 号（以下「旧告示」という。）第 1 号から第 3 号まで若しくは第 6 号から第 8 号までのに掲げる課程を修めて卒業し若しくは修了し又は旧告示第 9 号若しくは第 10 号に掲げる検定に合格し、建築に関する実務の経験をこれらの課程又は検定の種類に応じてそれぞれ旧告示第 1 号から第 3 号まで若しくは第 6 号から第 8 号まで又は第 9 号若しくは第 10 号（以下この号において「旧告示第 1 号等」という。）に定める年数に満たない年数しか有しない者で、施行日以後に施行日前の建築に関する実務の経験年数と施行日以後の建築実務の経験年数を合わせてこれらの課程又は検定の種類に応じてそれぞれ旧告示第 1 号等に定める年数以上有することとなる者
- 6 施行日前から引き続き旧告示第 1 号若しくは第 3 号に掲げる課程のうち建築に関する実務の経験を有する者又は旧告示第 4 号に掲げる課程に在学する者で、これらの課程を修めて卒業した者
- 7 施行日前から引き続き旧告示第 1 号から第 3 号まで又は第 6 号（以下この号において「旧告示第 1 号等」という。）に掲げる課程に在学する者で、施行日以後にこれらの課程を修めて卒業し又は修了した後、これらの課程の種類に応じてそれぞれ旧告示第 1 号等に定める建築に関する実務の経験年数以上の建築実務の経験を有することとなる者
- 8 前各号に掲げる者のほか知事が建築士法第 15 条第 1 号及び第 2 号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

別表 1

(あ)	(い)	(う)
学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学又は高等専門学校	平成 20 年国土交通省告示第 743 号の第 1 の各号の規定中「40 単位」とあるのを「30 単位」と読み替えた場合における当該各号に規定する科目	1 年
	平成 20 年国土交通省告示第 743 号の第 1 の第 1 号の規定中「40 単位」とあるのを「20 単位」と読み替えた場合における同号に規定する科目	2 年
防衛省設置法（昭和 29 年法律第 164 号）による防衛大学校、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校又は職業能力開発短期大学校	平成 20 年国土交通省告示第 743 号の第 1 に規定する科目	0 年
	平成 20 年国土交通省告示第 743 号の第 1 の各号の規定中「40 単位」とあるのを「30 単位」と読み替えた場合における当該各号に規定する科目	1 年
	平成 20 年国土交通省告示第 743 号の第 1 の第 1 号の規定中「40 単位」とあるのを「20 単位」と読み替えた場合における同号に規定する科目	2 年
学校教育法による高等学校又は中等教育	平成 20 年国土交通省告示第 744 号の第 1 の各号の規定中「20 単位」とあるのを「15 単位」と読み替えた場合における当該各号に規定する科目	4 年

（注） 別表 1（い）欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による大学（短期大学を除く。）にあっては大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）の規定の例によるものとし、学校教育法による短期大学にあっては短期大学設置基準（昭和 50 年文部省令第 21 号）の規定の例によるものとし、学校教育法による高等専門学校にあっては高等専門学校設置基準（昭和 36 年文部省令第 23 号）の規定の例によるものとし、防衛省設置法による防衛大学校、職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校又は職業能力開

発 大 学 校 に あ っ て は 大 学 設 置 基 準 の 規 定 の 趣 旨 に 準 じ て 行 う も の と し、 職 業 能 力 開 発 促 進 法 に よ る 職 業 能 力 開 発 短 期 大 学 校 に あ っ て は 短 期 大 学 設 置 基 準 の 規 定 の 趣 旨 に 準 じ て 行 う も の と し、 学 校 教 育 法 に よ る 高 等 学 校 又 は 中 等 教 育 学 校 に あ っ て は 高 等 学 校 学 習 指 導 要 領 ( 平 成 1 1 年 文 部 省 告 示 第 5 8 号 ) の 規 定 の 例 に よ る も の と す る。

別表 2

(あ)	(い)	(う)	(え)
学校教育法による 高等学校若しくは 中等教育学校又は 旧中等学校令によ る中等学校	2 年	平成 2 0 年 国 土 交 通 省 告 示 第 7 4 3 号 の 第 1 に 規 定 す る 科 目	0 年
		平成 2 0 年 国 土 交 通 省 告 示 第 7 4 3 号 の 第 1 の 各 号 の 規 程 中 「 4 0 単 位 」 と あ る の を 「 3 0 単 位 」 と 読 み 替 え た 場 合 に お け る 当 該 各 号 に 規 定 す る 科 目	1 年
		平成 2 0 年 国 土 交 通 省 告 示 第 7 4 3 号 の 第 1 の 第 1 号 の 規 程 中 「 4 0 単 位 」 と あ る の を 「 2 0 単 位 」 と 読 み 替 え た 場 合 に お け る 当 該 各 号 に 規 定 す る 科 目	2 年
	1 年	平成 2 0 年 国 土 交 通 省 告 示 第 7 4 4 号 の 第 1 に 規 定 す る 科 目	3 年
学校教育法による 中学校	2 年	平成 2 0 年 国 土 交 通 省 告 示 第 7 4 4 号 の 第 1 の 各 号 の 規 程 中 「 2 0 単 位 」 と あ る の を 「 1 5 単 位 」 と 読 み 替 え た 場 合 に お け る 当 該 各 号 に 規 定 す る 科 目	4 年
	1 年	平成 2 0 年 国 土 交 通 省 告 示 第 7 4 4 号 の 第 1 の 第 1 号 の 規 程 中 「 2 0 単 位 」 と あ る の を 「 1 0 単 位 」 と 読 み 替 え た 場 合 に お け る 当 該 各 号 に 規 定 す る 科 目	5 年

(注) 別表 2 (う) 欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあっては専修学校設置基準(昭和 5 1 年 文 部 省 令 第 2 号)の規定の例によるものとし、学校教育法による各種学校にあっては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

別表 3

(あ)	(い)	(う)	(え)
学校教育法による 高等学校若しくは 中等教育学校又は 旧中等学校令によ る中等学校	3 年	平成 2 0 年 国 土 交 通 省 告 示 第 7 4 3 号 の 第 1 の 各 号 の 規 程 中 「 4 0 単 位 」 と あ る の を 「 3 0 単 位 」 と 読 み 替 え た 場 合 に お け る 当 該 各 号 に 規 定 す る 科 目	1 年
	2 年	平成 2 0 年 国 土 交 通 省 告 示 第 7 4 3 号 の 第 1 の 第 1 号 の 規 程 中 「 4 0 単 位 」 と あ る の を 「 2 0 単 位 」 と 読 み 替 え た 場 合 に お け る 当 該 各 号 に 規 定 す る 科 目	2 年
	1 年	平成 2 0 年 国 土 交 通 省 告 示 第 7 4 4 号 の 第 1 に 規 定 す る 科 目	3 年
学校教育法による 中学校	3 年	平成 2 0 年 国 土 交 通 省 告 示 第 7 4 4 号 の 第 1 に 規 定 す る 科 目	3 年
	2 年	平成 2 0 年 国 土 交 通 省 告 示 第 7 4 4 号 の 第 1 の 各 号 の 規 程 中 「 2 0 単 位 」 と あ る の を 「 1 5 単 位 」 と 読 み 替 え た 場 合 に お け る 当 該 各 号 に 規 定 す る 科 目	4 年

	1 年	平成 2 0 年国土交通省告示第 7 4 4 号の第 1 の第 1 号の規程中「2 0 単位」とあるのを「1 0 単位」と読み替えた場合における当該各号に規定する科目	5 年
--	-----	---	-----

(注) 別表 3 (う) 欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

**熊本県告示第 1 0 4 5 号の 3**

熊本県建築士名簿及び建築士事務所登録簿等閲覧規程を次のように定める。  
平成 2 0 年 1 1 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県建築士名簿及び建築士事務所登録簿等閲覧規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、建築士法（昭和 2 5 年法律第 2 0 2 号）第 6 条第 2 項に規定する二級建築士名簿及び木造建築士名簿の閲覧並びに同法第 2 3 条の 9 に規定する書類の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧場所)

第 2 条 閲覧場所は、土木部建築課に置く。

(閲覧日)

第 3 条 閲覧日は、熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第 1 0 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除く日とする。

(閲覧時間)

第 4 条 閲覧時間は、午前 9 時 3 0 分から午後 4 時 3 0 分まで（正午から午後 1 時までを除く。）とする。

(閲覧手数料)

第 5 条 閲覧手数料は、無料とする。

(閲覧の申請)

第 6 条 建築士法第 6 条第 1 項の二級建築士名簿及び木造建築士名簿又は同法第 2 3 条の 9 各号に掲げる書類（以下「登録簿等」という。）を閲覧しようとする者は、所定の閲覧簿に住所、氏名、年齢及び閲覧しようとする登録簿等を記入し、係員に提出しなければならない。

(登録簿等の持ち出し禁止)

第 7 条 登録簿等は、これを閲覧場所の外に持ち出してはならない。

(閲覧上の遵守事項)

第 8 条 閲覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 登録簿等の閲覧は、所定の閲覧場所において行うこと。
- (2) 登録簿等を汚損し、又はき損しないこと。
- (3) 他人に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) その他係員の指示する事項

2 前項の規定に違反する者又はそのおそれのある者の閲覧は、これを停止し、又は禁止することがある。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

**訓 令**

**熊本県訓令第 5 1 号**

本庁各部（局）課（総室・室・センター）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成 2 0 年 1 1 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令

熊本県庁処務規程（昭和 3 6 年熊本県訓令甲第 2 9 号）の一部を次のように改正する。  
別表第 2 の 1 支出負担行為以外の共通専決事項の部（局）長専決事項の欄第 1 4 号中「公益法人の設立の許可及び許可の取消し等」を「特例民法法人、一般社団法人及び一般財団法人並びに公益法人に対する重要な行政処分」に改め、同表の 1 支出負担行為以外の共通専決事項の部（局）次長専決事項の欄第 1 3 号中「公益法人の定款変更認可（課長専決に該当するものを除く。）」を「特例民法法人、一般社団法人及び一般財団法人並びに公益法人に対する軽易な行政処分」に改め、同表の 1 支出負担行為以外の共通専決事項の課（総室・室・センター）長専決事項の欄第 1 3 号中「公益法人の軽易な定款変更認可」を「特例民法法人、一般社団法人及び一般財団法人並びに公益法人に対する監督」に改める。

附 則  
この訓令は、平成20年12月1日から施行する。